

令和 8 年 4 月 9 日

依頼者プレッシャー通報制度の一部改正について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
鑑定評価監視委員会

1. 改正の経緯

鑑定評価監視委員会では、依頼者プレッシャー通報制度の運用開始から 15 年が経過したことを受けて、「当面は『不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価』に絞って適用することとする」としている本制度の適用範囲を拡大します。

2. 改正のポイント

(1) 適用範囲の拡大

本制度の適用範囲について、不動産鑑定評価基準（以下「基準」という。）に則った鑑定評価に加え、基準に則らない価格等調査業務及び不動産の鑑定評価に関する法律第 3 条第 2 項業務（隣接・周辺業務）の一部（時点修正率を求める業務等）にも適用することとします。また、これに伴って通報に係る記載項目の一部を修正します。

(2) 価格等調査業務標準委託約款の引用箇所の修正

令和 2 年に改正された「価格等調査業務標準委託約款」の内容を反映して引用箇所の一部を修正します。